

第6次三春町長期計画

－概要版－



基本理念とは、まちづくりを進めていく上での根底となる考え方のことです。
三春町の目指すべき姿を長期的な視点で見据え、この三つの基本理念に基づき
これからのまちづくりを計画的、体系的に進めていきます。

長期計画ってなに？

総合的、計画的に行政の運営を行うための基本的な構想を定めるよう、地方自治法に規定されています。名称は、長期計画、総合計画、振興計画など自治体によって様々ですが、まちづくりの基本的な方針を定めるものです。

今回、町民委員（公募や各まちづくり協会の代表者）と役場職員とで構成した策定ワーキンググループでの検討を踏まえ、第6次三春町長期計画を策定しました。
町民のみなさんにも内容を知っていただき、協働によるまちづくりを進めていきたいと考えています。

いままでも計画はあったの？

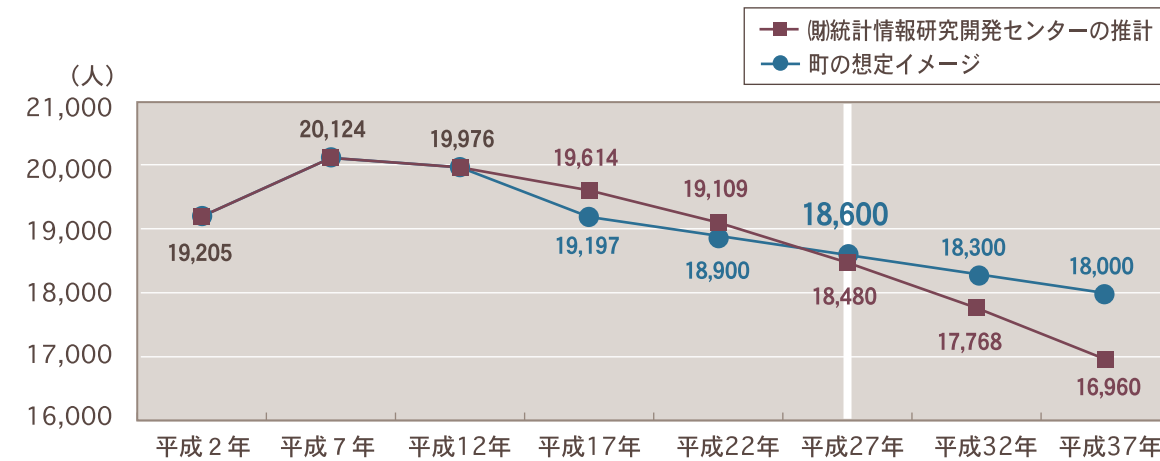
昭和45年（1970年）に三春町振興計画基本構想を策定、平成8年度から平成17年度までは第5次長期計画のもとまちづくりを進めてきました。「知らなかった」という声が多かったこと、そして、町の目指す方向をみなさんと共有するためにこの概要版を作成しました。

今回策定しました第6次三春町長期計画の計画期間は、平成18年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする10年間で

将来の見通しは？

■人口

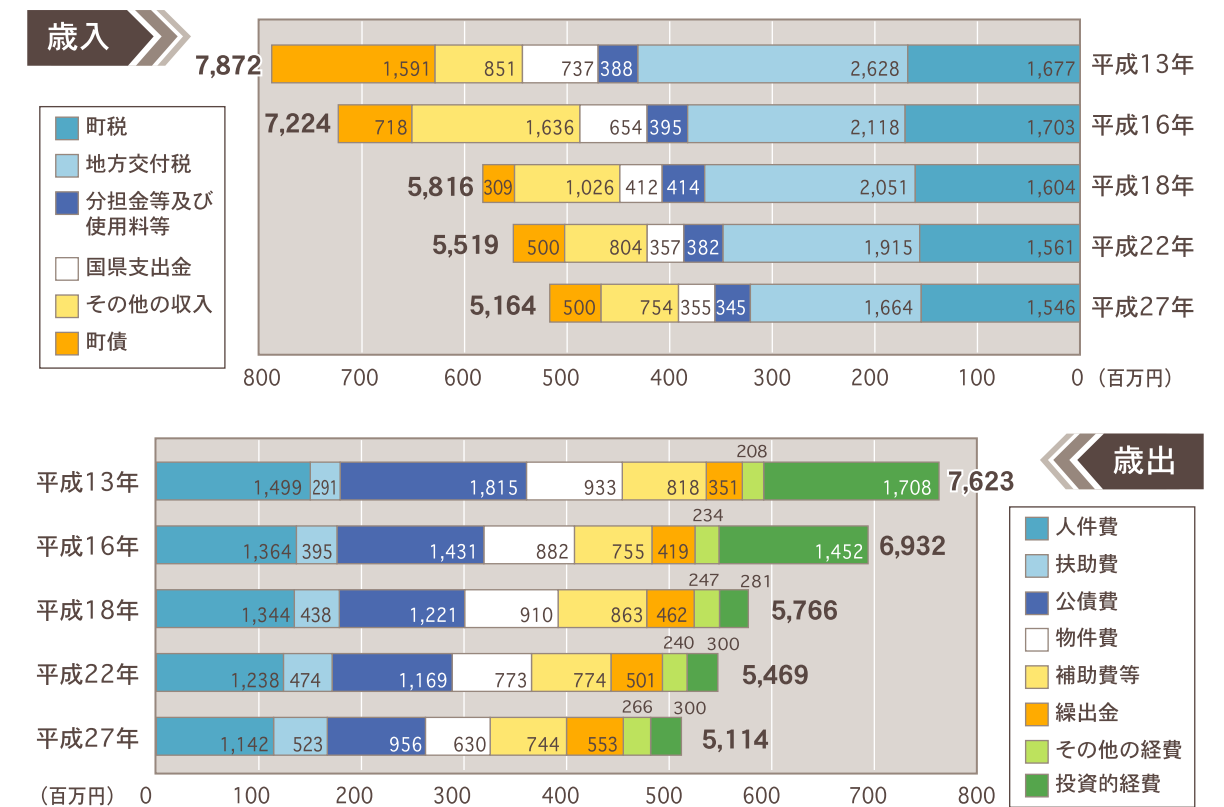
平成17年の国勢調査（速報値）の結果を見ると、日本は人口減少局面に入り、今後はほとんどの自治体で人口減少が進む見通しです。三春町においても人口減少が進んでおり少子化対策や定住化促進などが課題となっていますが、今回の長期計画の目標年度（平成27年度）における人口を18,600人程度と想定します。



■財政

町では、道路や小中学校などの公共施設の整備など、将来のあるべき姿を展望した長期的な観点から借入金による事業を実施してきました。その結果、予算に占める借入金の返済額は年々増加を続け、財政を悪化させている大きな要因となっています。「第2次行財政改革大綱」や「財政構造改革プログラム」を策定するなど、現在、財政再建に努めており、平成27年度（普通会計）における借入金残高を現在の約122億円から約80億円程度にまで圧縮することを目標とします。

なお、平成27年度までの歳入歳出に係る財政見通しは次のとおりです。



これからの三春町の10年

このように、少子高齢化や人口減少、そして厳しい財政運営を迫られることは避けられそうにありません。

三春町には、これまで受け継いできた有形・無形のすばらしい財産が数多くあります。これからの10年間は、町に潜在している資源を見つめ直し、まちの歴史・文化、豊かな自然環境や特性を活かしながら「住みたい」、「住んでよかった」と思われるように、町の魅力を高めていくことが重要になってきます。そして、厳しい財政状況であるという共通認識のもと町民、議会、町（執行機関）それぞれがこの計画に対する理解と認識を深め、協働によるまちづくりを一層確かなものにしていく必要があります。

知恵と工夫と協働により、魅力あるまちづくりが求められているのです。

防災・災害対策

災害に強い地域づくりや災害に対する備えを充実させます。桜川の改修を進めます。

交通安全・防犯対策

関係機関や地域との連携により交通安全や防犯体制の充実を図ります。

上下水道の整備

安全でおいしい水を安定的に供給していきます。生活環境改善のため下水道や浄化槽を計画的に整備します。

道路・交通網の整備

利便性、安全性を考えた道路の整備を図るとともに、地域特性に合わせた公共交通のあり方についても検討します。

情報通信基盤の整備

インターネットや携帯電話が町内のどこにおいても利用できるよう努めます。

住環境の整備

景観や自然環境と調和した住環境の整備を図ります。

田園生活空間の提供

田舎暮らしが注目されており、美しい自然や農村の魅力を最大限に活かした田園生活空間の提供を進めます。

魅力ある市街地の形成

商業の拠点づくりに取り組むとともに、広場や緑地づくりを進めます。

子育て支援

安心して子どもを生み育てられる環境整備のため、地域・企業・行政が連携し地域一体となった子育て支援を進めます。

幼児教育の充実

ニーズに合わせた幼児教育・保育サービスの実施や充実を図るとともに、保育内容や定員数の検討を行います。

学校教育の充実

学力向上に加え、心の教育にも力を入れるとともに、少子化に伴う少人数指導の工夫や学校の再編（統廃合）の検討を行います。

校外学習の充実

子どもたちが放課後や休日の自由な時間を安全に充実して過ごせるよう、地域と一体となって取り組みます。

青少年の健全育成

関係機関や地域との連携を一層強化し、犯罪や虐待が起きないよう近隣の見守りと早期発見に努めます。

文化・生涯学習・交流の推進

交流館を拠点とし、人・物・情報の交流の場と、町民の多様なニーズに対応した生涯学習機会の提供を進めます。

スポーツの振興

スポーツを通して心身ともに健全な人間を育成するとともに、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる機会の充実に取り組みます。

男女共同参画の推進

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて取り組みます。

だれもが暮らしやすいまちづくり

子どもからお年寄りまで誇りと愛着の持てる安全で安心なまちづくりを進めます。

- 防災・災害対策
- 交通安全・防犯対策
- 上下水道の整備
- 道路・交通網の整備
- 情報通信基盤の整備
- 住環境の整備
- 田園生活空間の提供
- 魅力ある市街地の形成



夢をもち豊かな心が育つまちづくり

子育てや交流活動などの支援を通して、一人ひとりがいきいきとしたまちづくりを進めます。

- 子育て支援
- 幼児教育の充実
- 学校教育の充実
- 校外学習の充実
- 青少年の健全育成
- 文化・生涯学習・交流の推進
- スポーツの振興
- 男女共同参画の推進



～こんな町をめざします～

町の将来像

豊かな自然の恵みや歴史と文化を守り伝え、協働により発展しつづける町



地域の特性と資源を活かした活力あるまちづくり

産業資源を有効活用し魅力的で活力のあるまちづくりを進めます。

- 農林業の振興
 - 工業の振興
 - 商業の振興
 - 観光の振興
- 環境・リサイクルへの配慮
 - 歴史・文化の継承
 - 良好な景観の形成
 - 土地利用の検討



みんなで築くつながりのあるまちづくり

人と人との結びつきを大切にし、協働によるまちづくりを進めます。

- 協働によるまちづくり
- ボランティア活動への支援
- 情報の共有化
- 広域行政の推進



健康づくりの推進

生活習慣病や介護の「予防」に重点を置き、検診・健康管理の支援、保健サービスの充実などを図ります。

地域福祉・社会福祉の充実

みんなで力を合わせる相互扶助の考え方が重要であり、地域で支え合う地域福祉の仕組みづくりを進めます。

高齢者福祉の充実

敬老園の改修や、お年寄りの社会参加への支援、在宅福祉サービスの充実などを図ります。

障がい者福祉の充実

障がい者や障がい児が安心して生活が送れるよう、情報の提供やサービスの充実を進めます。

地域医療の充実

地域における病院機能を保持し、地域の保健・福祉・医療の連携強化を図るとともに医療費の適正化対策に努めます。

協働によるまちづくり

地域の連帯感を築き、個人・地域・行政の役割が理解され、協働によるまちづくりが実現できるよう取り組みます。

情報の共有化

広報などを通じ、まちづくりや行政情報を発信し、事業の企画・計画段階から町民が参画できるよう努めます。

ボランティア活動への支援

町民による活動を活発化させ、協働のまちづくりを推進するために、ボランティアやNPOの育成・活動支援を図ります。

広域行政の推進

事業の効果や効率を考え、消防や廃棄物処理をはじめ、今後も周辺自治体との連携・協力体制を進めます。

農林業の振興

集落営農の推進、担い手の育成、地産地消の推進などにより農林業の振興に取り組みます。

環境・リサイクルへの配慮

これまで以上に分別収集やリサイクルに力をいれるとともに、不法投棄への対応や環境美化向上に努めます。

工業の振興

安定した雇用の場を確保するため、新たな企業の誘致や既存の企業への支援に取り組みます。

歴史・文化の継承

先人たちが築き上げた伝統文化を継承し歴史的・文化的な資源を守り、これらを活かした取組みを進めます。

商業の振興

意欲ある商業の担い手への支援策の展開や、触れ合いのある、歩いて楽しい魅力的な商店街の形成を図ります。

良好な景観の形成

歴史的・文化的伝統と恵まれた自然環境を貴重な財産として、これからも町全体の景観を守り育てていきます。

観光の振興

地域ブランドや特産品などの情報を発信し通年型、滞在型の観光、街中への誘客を進めます。

土地利用の検討

町全域において、町民とともに計画的な土地利用や望ましい土地利用について検討を深め、それに沿った取組みを進めます。

計画実現のために

1 三春町町民自治基本条例の定着

平成17年10月に施行された三春町町民自治基本条例は、町における自治実現の基本となる条例です。この条例の趣旨が理解され、町民の権利や町民、議会、町の責務などの内容が、まちづくりのさまざまな取組みの中に定着し、協働によるまちづくりを実践していくことが重要となってきます。

2 的確な行政運営

町行政の仕事は、町民の生活に直接かわるものです。町民一人ひとりの意見、提案等を大切にし、町民の目線に立った行政運営に努めます。

町の重点施策、主要な施策については、財源を優先的に配分するなど、実行性の確保に努めるとともに計画的な行政運営を推進します。また、課等が横断的に連携し効率的で効果の高い行政運営を図ります。

事務事業の評価を行ってその結果を公表するなど町民との情報共有に努め、わかりやすい行政運営を図ります。

3 行財政改革の推進

地方自治体を取り巻く厳しい状況や多様な町民ニーズに対応した行政サービスを展開していくために、時代の流れに沿った行財政改革を町民とともに推進し、「経営する」という考え方に立った行政運営を図ります。

サービスの質の維持に努めながら、事務事業の見直しを進め、指定管理者制度[※]の導入など一層の経費の削減、合理化、効率化を図ります。また、窓口業務の充実や情報通信技術の活用を進め、町民の利便性の向上を図ります。さらに、町の財源の確保を図るとともに町有財産の有効活用に努め、ムダのない行政運営を図ります。

※指定管理者制度……これまで自治体では、「公の施設」の管理運営を公的な団体に委託していましたが、法律の改正により民間団体にも委託することが可能になり、民間団体も公共サービスを代行できるようになりました。

第6次三春町長期計画概要版

発行／福島県三春町

発行日／平成18年8月

〒963-7796 福島県田村郡三春町字大町1-2

TEL 0247-62-2111 FAX 0247-61-1110

<http://www.town.miharu.fukushima.jp/>



大豆油インクを
使用しています



古紙配合率100%
再生紙を使用しています